



■ 令和 6 年度税制改正大綱 ■

昨年 12 月に令和 6 年度税制改正大綱が公表されました。

賃上げ促進税制について、従来の「大企業向け」、「中小企業向け」の控除率の上乗せ措置の拡充等の見直し以外に、従来の大企業のうち、常時使用する従業員数が 2,000 人以下の企業（中堅企業）向けの制度が設けられます。

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度においては、それぞれ次のとおりとなります。

項目		大企業向け	中堅企業向け	中小企業向け		
適用要件	雇用者給与等支給額	前期より増加	前期より増加	前期より1.5%以上増加		
	継続雇用者給与等支給額	前期より3%以上増加	前期より3%以上増加	-		
	マルチステークホルダー方針	【資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上】又は【従業員2,000人超】の場合に、公表及び届出が必要	【資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上】の場合に、公表及び届出が必要	-		
控除率	原則		10%	10%	15%	
	上乗せ措置	雇用者給与等支給額	前期より2.5%以上増加	-	-	+15%
		継続雇用者給与等支給額	前期より4%以上増加	+5%	+15%	-
			前期より5%以上増加	+10%	-	-
	前期より7%以上増加		+15%	-	-	
	教育訓練費	前期よりも10%以上増加かつ雇用者給与等支給額の0.05%以上	+5%	+5%	-	
		前期よりも5%以上増加かつ雇用者給与等支給額の0.05%以上	-	-	+10%	
		くるみん認定又はプラチナえるぼし認定	+5%	+5%	+5%	
	えるぼし認定 (3段階目)	-	-			
	※1 くるみん認定又はえるぼし認定 (2段階目以上)	-	-			
最大控除率		35%	35%	45%		
繰越税額控除		無	無	5年間		

※1 子育てと仕事の両立支援（くるみん）や女性の活躍の促進（えるぼし）の取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度

※2 いずれの制度も税額控除は法人税額の20%を限度